マイナ保険証移行に伴う現行保険証及び資格確認書等について（Ｑ＆Ａ）

問１	令和６年７月に送られてきた保険証の有効期間はいつまでですか？
答１	令和７年７月３１日まで有効です。 ただし、令和７年７月３１日までに７０歳に到達される方は誕生月の末日(１日生まれの方は前月末)まで、７５歳に到達される方はその誕生日の前日までとなっています。
問２	令和６年１２月２日から保険証が発行されないということですが、今持っている保険証は使用できるのですか？
答２	お手持ちの保険証に記載されている有効期限までは医療機関等でご使用できます。誤って破棄されませんようお願いします。
問３	令和６年１２月２日以降に保険証を紛失または破損等により使用できない場合はどうしたらいいですか？
答３	法の施行日（R6.12.2）以後に保険証を紛失等された場合は再発行できなくなりますので、マイナンバーカードを保険証利用登録（以下マイナ保険証という。）されていない方は、最寄りの区役所や総合出張所の窓口に**申請**いただくことで資格確認書を交付いたします。
問４	令和６年１２月２日以降に７０歳になりますが、保険証は発行されますか？
答４	令和６年１２月２日以降に前期高齢者（７０歳）に到達された方については、高齢受給者証と一体化した保険証の交付ができなくなりますので、マイナ保険証をお持ちでなければ「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を申請不要で本市から保険証の有効期限前が切れるまでに郵送でお届けします。
問５	資格確認書が欲しいときはどうすれば発行してもらえますか？
答５	令和６年１２月２日からマイナ保険証で医療機関等の受診が困難な方（要配慮者）、マイナンバーカードを紛失した方や更新中でマイナンバーカードの利用ができない方については、最寄りの区役所や総合出張所の窓口に**申請**いただくことで資格確認書を交付いたします。ただし、現行の保険証が使用可能な間は、資格確認書は交付されません。

問６	資格確認書を申請しなくても発行してもらうにはどうすればいいですか？
答６	資格確認書を本市から申請不要（職権）で交付できる方は以下のとおりです。 ①マイナンバーカードを取得していない方 ②マイナ保険証としての利用登録を行っていない方 ③マイナ保険証の利用登録を解除した方及び解除の申請をされた方 ④マイナンバーカードを返納した方又は返納申請中の方 ⑤マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の方 ⑥ＤＶ被害者で支援措置されている方 ⑦マイナ保険証で受診が困難な方（初回のみ申請が必要）　等
問７	資格情報のお知らせ（資格情報通知書）とはどんなものですか？
答７	マイナ保険証をお持ちの方が自身の被保険者情報等を簡易に確認できるよう保険者から交付されるものです。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能ですが、他方で顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そのような医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。 また、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することにより受診することも可能です。 なお、資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診することができませんのでご注意ください。
問８	マイナ保険証のメリットは何ですか？
答８	1.就職・結婚・引っ越しをしても新しい健康保険証の発行を待たずにお手持ちのマイナンバーカードを健康保険証として、そのままご使用できます。 ※国民健康保険への加入及び脱退の届出は引き続き必要です。 ※公費負担医療は対象外ですので、今までどおり窓口での提示が必要になります。 ※令和７年７月３１日までは、現行の保険証も併用して使用できます。 2.限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額が適用されます。 ※保険料の納付状況などによっては限度額以上の支払いが免除されない場合があります。 3.マイナポータルでご自身の特定健診や薬剤の情報を確認することができます。また、本人が同意すれば特定健診や今までに服薬した薬剤の情報を医師等と共有できるため、医療の質が向上します。 4.マイナポータルで医療費通知情報が確認できます。 5.マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

問９	マイナ保険証の利用登録を解除したいのですがどうすればいいですか？
答９	本年１０月２８日から、申請により利用登録を解除することが可能となりましたので、最寄りの区役所又は総合出張所でお手続きをお願いします。なお、郵送でも申請可能です。 また、利用登録が完全に解除されるのは、申請日の翌月末（約２か月）となります。 利用登録解除の確認は、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認することができます。
問１０	医療機関等でオンライン資格確認が出来ないと言われたので、調べてほしいのですが？
答１０	保険資格情報の確認につきましては、お手数ですが以下の方法でお試しください。 ●マイナポータル マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」を押下していただくと、健康保険証情報のページが開きます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。 ●マイナポータル未対応端末 ・ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認してください。 ・各区役所に設置している支援端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認してください。 ※　ＤＶ支援措置を受けている場合は、情報漏洩の防止から医療機関等でマイナ保険証をご利用して受診することができません。なお、マイナ保険証をご利用いただくためには、各区役所でＤＶ支援措置を受けているご本人から支援措置解除の手続きが必要です。
問１１	医療機関等でマイナ保険証が使えない場合、どうすれば保険診療が受けられますか？
答１１	以下の方法で保険診療を受けることができます。 ①現行保険証 ※令和７年７月31日まで（※それ以前に有効期限が切れる人はその日まで） ②資格確認書 ③マイナ保険証 ＋ 資格情報のお知らせ ④マイナ保険証 ＋ スマートフォン等のマイナポータル画面の被保険者資格情報 ⑤マイナ保険証 ＋ 被保険者資格申立書

問１２	マイナ保険証に関する問い合わせはどこにすればいいですか？
答１２	マイナ保険証への利用登録や利用方法、保険証利用に対応した医療機関・薬局等につきましては、下記にお問い合わせください。 ●マイナンバー総合フリーダイヤル ０１２０－９５－０１７８ ●受付時間（年末年始を除く） 平　日：９時３０分～２０時００分まで 土日祝：９時３０分～１７時３０分まで